

令和5年5月2日

我孫子市教育委員会 あて

住所 我孫子市我孫子1858

届出者（保護者）氏名 手賀沼 花子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

我孫子市学校給食費無償化の対象となる第3子以降の子に係る変更届

我孫子市学校給食費無償化の対象となる第3子以降の子であることの認定申請書（様式第1号）に係る申請内容に変更があったので、次のとおり届け出ます。

我孫子市立我孫子〇〇小学校	〇年 〇組	児童生徒名	手賀沼 夕子
変更事項	就職及び保護者の離婚により、扶養している子の状況に変更が生じたため。		
変更年月日	令和5年5月1日		
変更内容	変更前	変更後	
	第1子（一郎）、第2子（次郎）、第3子（春子）が保護者の扶養に入っていた。	第1子（一郎）は令和5年5月1日就職、第2子（次郎）及び第3子（春子）は、保護者の離婚により父親が5月1日から扶養することとなったため、夕子が第3子以降ではなくなった。	

※添付書類 我孫子市学校給食費無償化の対象となる第3子以降の子であることの認定申請書（様式第1号）で記入した「扶養している子」を扶養しないこととなった場合は、扶養しないこととなった子の氏名を記載し、扶養しないこととなった日が分かる書類を添付してください。（例：就職した場合は、就職日のわかる辞令の写しや保険者証の写しなど）